

『糸根公園整備基本計画策定業務委託』公募型プロポーザルの実施に係る質問に対する回答について

標記の件について、8件の質問がありましたので、以下のとおり回答します。

番号	質問事項	回答
1	本プロポーザルにおいてJV（企業共同体）での参加は可能か。また、JVで参加する場合は参加表明書等の書類はJVとして提出すれば良いか。各社個別の提出が必要か。	<p>本プロポーザルにおいてJV（共同企業体）での参加は可能です。JVで参加する場合は以下のとおりご対応ください。</p> <p>【参加表明書等の提出について】</p> <p>参加表明書と一緒に以下の資料も提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同事業体結成協定書兼委任状（添付資料：様式第10号） ・共同事業体連絡先一覧（添付資料：様式第11号） <p>※共同事業体の場合は、参加表明書及び主要業務実績報告書は共同事業体が提出し、市税に係る調査同意書は構成する全ての団体が提出してください。</p> <p>【企画提案書等の提出について】</p> <p>実施要領9企画提案書等の提出について（2）提出書類とその記載要領アに示す書類は、共同事業体の場合は構成する全ての団体について提出してください。</p>
2	JVで参加する場合、代表企業、構成企業のいずれかが施設整備に係る基本計画業務の履行実績を有していればよいか。	JVで参加する場合、代表企業、構成企業のいずれかが施設整備に係る基本計画策定業務の履行実績を有していればよいです。
3	基本構想策定業務やPPP導入可能性調査は、基本計画策定業務の履行実績として扱うことはできるか。	施設整備に係る基本構想策定業務は履行実績として扱うことができますが、PPP導入可能性調査は履行実績として扱うことはできません。
4	本業務を受託した場合に、一部業務を再委託することは可能か。また、再委託を行う場合はあらかじめ届出を行う必要があるか。	本業務を受託した場合に、内容によっては一部業務を再委託することは可能です。契約締結後、再委託を行う場合はあらかじめ任意様式により届出を提出していただくこととなります。
5	市民ワークショップの参加者数の想定はございますか。	30名程度（6人×5班）を想定していますが、詳細は契約後に受注者との協議により決定いたします。
6	市民ワークショップを開催する場所は市でご用意いただけるのでしょうか。	市民ワークショップを開催する場所は市で用意いたします。
7	ヒアリングによる民間事業者の事業参画及び活用方針等の意向調査とありますが、想定されている民間事業者数はございますか。	詳細は契約後に受注業者との協議により決定します。
8	請け負った業務の契約書（写し）を添付すること。とありますが、テクリスでの提出は不可でしょうか。	テクリスでの提出を可とします。